

2007年12月3日

経済産業省 資源エネルギー庁

長官 望月 晴文 様

北海道生活協同組合連合会	会長理事	高柳 裕
青森県生活協同組合連合会	会長理事	井筒 智義
岩手県生活協同組合連合会	会長理事	加藤 善正
秋田県生活協同組合連合会	会長理事	大川 功
宮城県生活協同組合連合会	会長理事	芳賀 唯史
山形県生活協同組合連合会	会長理事	伊藤 寛
福島県生活協同組合連合会	会 長	熊谷 純一

(公 印 省 略)

## 灯油に関する要請書

向寒の砌 貴職におかれましてはますますご清栄のことと拝察申し上げます。

日頃より生協の事業と運動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道・東北に住む私たちにとって冬の暖房は不可欠であり、「灯油」はその主力エネルギーとして欠かすことができない生活必需品です。灯油が適正な価格で安定的に供給されることが北国の消費者の願いです。

ところが、日本国内での灯油の在庫は、10月末日現在の灯油の製品在庫は405万キロリットルで前年比76.4%（23.6%少ない）と前年より大幅に低い水準になっています。厳しい寒さがやってくると量に不安もでてきます。ぜひ、安心できる量の確保を徹底してください。

北海道・東北には製油所が3箇所あるのみで、この製油所で何らかの事故が発生したり、豪雪などで道路や鉄道が分断された場合、商品の手当がおくれることと、更に価格が大幅に上昇することが懸念されます。そのためにも、安心できる量の確保が重要です。何か起きてからではなく、起きても大過なく対処できるように、事前に量の対応を十分に行い、万全を尽くす準備をお願いします。

この間、特約店から「11月は灯油の出荷規制が厳しく前年比70-85%の数量に押えられている。量の締め付けが厳しく、元売と価格交渉をするような状況にはない。一方的な価格通告になっている。」という話があります。これに厳しい寒さがやってきた場合は、灯油価格が暴騰するのではないかと心配です。出荷制限などの動きが実際にはないかどうか、調べていただき、寒波がやってきたとしても、価格急騰を防ぎ、安定供給が実現できるように対策をお願いします。

一方、私たち生協の組合員は、生活防衛として少しでも安く購入できるよう共同購入に参加しており、その利用者は年々増加しております。

しかし、それにも関わらずこの11月～12月に向けての灯油小売価格は昨年比較で1リットル当たり20円以上の支出増を余儀なくされ北海道、東北管内は94円～98円が実態です。この状況は北海道では昨年比較で暖房期間6ヶ月使用平均試算で一世帯当たり38,000円、また岩手県では20,000円の灯油代の負担増であります。

これはまさに『緊急事態』以外のなにもありません。

北国の生活必需物資である灯油が、高騰する状況を放置することは許されません。国は、責任をもって沈静化する政策の実施の必要性があり、以下について強く要請をいたします。

**1. 国は、業界の意図的在庫削減コントロール、出荷規制、買占め、ヤミカルテル、などによる便乗値上げが行われないよう国内の石油元売各社に対しての、調査・監視・指導の実施を強化すること。**

石油情報センター発行資料（ウィークリーオイルマーケットレビュー）によると元売の特約店に対する卸売価格は、元売のコストアップ分で1円当たり10月1.6円上昇、11月4.6円、10-11月の2ヵ月間で6.2円の上昇となっています。実際の仕切価格は、さらに、この卸売価格に「未転嫁分がある」として、上積みされた実際の卸売価格が適用されています。

私どもが適用されている仕切価格は、9月末から11月1日の2ヵ月間で11.5円の大幅値上げになっています。しかも、仕切価格の引き上げ通告が9月以降5回も行われ、さらに11月8日から12月1日の1ヶ月間に11円の値上通告があり、12月中旬からの仕切価格は予測ができないと特約店から言われている生協もあります。このような状況では適正な灯油価格を利用者に説明できません。『実に、コストアップ分と同額に近い未転嫁分の上積みをしている』ということ国民や利用者は納得できません。先物原油価格の高騰をいいことに、「千載一遇」的な卸売価格の上昇を図っていると云わざるをえません。

原油高騰に便乗した独占的商品の価格吊り上げは社会的に許されるものではありません。

**2. 国は、北海道・東北各地の灯油の在庫量の把握を実施し、安心できる量確保と安定供給を万全の体制でのぞむこと。**

国はまず国内在庫の確保に全力を上げる必要があります。足下では在庫の逼迫感が価格急騰を招いており、異常な事態になっています。適正在庫量を元売会社に確保させ、流通段階や家庭に安心感を広げるべきです。必要であれば国の原油備蓄を適正量取り崩しても事態の沈静化を測るべきです。

また、国は、急激な天候異変による在庫不足に対応するため、輸送体制を確保してください。2005年12月の急激な寒波と天候不順による一時的な在庫不足のとき、元売から特約店への卸売価格、特約店から生協への仕切り価格の一方的な引き上げが行われたことは、記憶に新しいことです。

このような事態を二度と繰り返さないために、国は地方経済産業局を通じて責任ある対応をすべきです。

**3. 国は、国民に対し機敏に情報を提供すること。**

北海道・東北各地の拠点ごとの在庫を定期的に把握し、国民に対し機敏にわかりやすく情報を提供してください。地方経済産業局への要請懇談のなかで、貴庁が元売へのヒアリングを行い、元売間の連携によって灯油在庫量は確保しているので問題ないと説明を受けておりますが、国民生活の安心を確保するためには、これらの情報が極めて重要で週1回の地域別備蓄量の開示をされる必要があります。

価格の動向について、現在石油情報センターによる週1回の小売価格調査が行われていますので、同様に卸売り価格についても毎週の調査を行い、解りやすく公表してください。卸売り価格については、石油連盟のホームページに週1回の情報が公表されています。

国としても、適正価格判断のために、灯油の卸売り価格と小売価格の週1回の調査結果を国民に報告すべきです。